

れました、議案5件及び陳情1件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。審査に入る前に、今回5件の議案が提案されました。提案に対しまして議案を補完する資料を丁寧に作っていただきましてありがとうございました。そしてまた、今後、委員会におきましては、議案の内容によりますけれども協議をさせていただきながら、補完していただく資料の作成というものをまたお願いをさせていただきたいと思いますので、また、部長におかれましては、関係各課の課長にそのようにお伝えをしていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願いいたします。

△ 議案第4号 霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

まず、議案第4号、霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第4号、霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、御説明申し上げます。内容につきましては、霧島市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障がい者医療費助成において、令和6年7月分より従来の償還払い方式より自動償還払い方式に変更することで、利用者の利便性の向上と、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者も通院分を対象に加えることで、利用者負担の軽減も図ります。なお、所得制限も導入するため、関係条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について説明申し上げます。議案書は5ページから7ページ、新旧対照表も、5ページから7ページになります。霧島市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障がい者医療費助成事業において、令和6年7月1日を開始日として、鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部が改正される見込みであります。これに伴い、本市において、医療機関を受診し自己負担分を支払後に市に所定の申請手続き必要な償還払い方式から、受給資格者証を提示して医療機関を受診すれば、市への手続きが不要となる自動償還払いに変更し、利用者の利便性の向上を図るため、霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものです。なお、第2条第1項第4号及び第3条により、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院分を対象に加え、第4条により、所得制限を導入し、第7条第3項により、今回の医療費助成の自動償還払いの追加を規程し、それに付随する文言を整理しております。以上で、議案第4号、霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑の前に少し説明を補足していただきたいんですけども、鹿児島県が令和4年7月22日に出しております導入についてという書類があるんですけども、この8ページに、各市町村にアンケート調査が行われているようでございます。この辺の状況について、霧島市が回答をなされたのかどうかというところも含めてですね、少し補足で説明していただければよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

アンケート調査はありました。内容としては、県に対する要望を主に伝える内容でありました。霧島市としては、自動償還払いに移行する中において所得制限が加わるというところがありますので、また所得制限に関してはいろいろ調査をしないといけない、必要経費が掛かるのがあったもの

ですから、そこを除外できないかという質問は上げさせてもらっています。あと、その周知方法等もありましたので、市が単独でするのか、もしくは県で一括で、その周知方法のあれを出していただくのかというところの質問等をさせていただきました。

○委員長（松枝正浩君）

それでは、今のもふまえて、質疑のほうはありませんでしょうか。

○委員（山口仁美君）

自動償還払いの導入というのは非常にいいことだと思うんですけども、この今回の条例改正そのものは、中身的には県が出してこられたものに合わせた形なのか、それとも市独自の何かその条項等は加わっているのかというところを御説明願えますか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

ただいまの質問に対して、これは全て県がつくっております要綱に基づいて変更しております。

○委員（宮田竜二君）

対比表の5ページなんですけど、今回の件で条例が、先ほど鹿児島県がベースを作っているみたいなんですけど、第2条の2のところ、障害者支援施設の後、のぞみの園というのがつけ加えてあるんですけど、これが何か意味があるのかどうか、ちょっと教えてください。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

すいません、これも県のほうの指定でついてきたものですから、つけさせていただいたところがあるんですけども。

○委員（宮田竜二君）

ちょっとのぞみの園をネットで調べると、国立の障害支援施設ですかね。国立の知的障害者総合施設のぞみの園といって、高崎市にあるんですよ。そういうのが市の条例に入ってるのがちょっと違和感があったんで聞いたんですが、鹿児島県が作ったという、鹿児島県もあんまりちょっと関係してないところなんですけど、なぜこれがのぞみの園が必要なのかというところをちょっと聴きたいんですけど、今の質疑は、県がという、ほかに何かあるんですか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

一応、重度心身障がい者の住所地特例という制度がありますので、その施設に入る人がいる可能性がありますので追加した形になります。

○委員（山口仁美君）

所得制限の部分なんですけれども、この制限に係る該当者というのが市内にいらっしゃるのかどうか、いけば人数等もお知らせください。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

一応、県のほうの試算がありまして、大体1.76%ぐらいと言われております。市のほうで3,000人ぐらい今、所持者がいますので、50人前後が対象になろうかと思えます。ただ、所得制限に関しては、本来であれば課税情報を調べていかないといけないんですけども、現行、重心の今の法では、同意書等をとっておりませんので、見込みの数になりますのでよろしく願います。

○委員（山口仁美君）

令和6年7月1日を開始日としてということでの条例改正なんですけれども、この時期までにこの同意書をとったりとかというのが県のほうの主導でなされていく予定ということで理解してよろしいですか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

制度の開始は令和6年7月からになります。ただ、所得は住民税の申告が終わった後になりますので7月以降です。実際にはそれが反映するは10月以降からになりますので、実際には制度が始まる前には一応、同意書を各対象者の人に送らせていただいとる形をとります。それをもって所得を調べて10月からは所得制限を加味した上での制度施行になると思えます。

○委員（山口仁美君）

であれば、10月以降はなんですけれども、制度開始自体は7月1日なので遡る感じなんですか。それとも10月から制限がかかる感じになるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

10月からかかる形になります。それまでは現行の対象者になります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませつか。委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

今回の条例改正につきましては、償還払いから自動償還払いに変わるというところで非常に手続も簡素化してくるのかなと思うところでもありますけれども、現物給付、あるんですけれども、この方式というのが、鹿児島県内の中でとられているところというのがあるのかどうか、把握をしていたら教えていただけませんか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

一応、鹿児島県においては自動償還払いになりますので、それ以外はないんですけれども、ただ、県外を調べてみると、現物給付を導入する県は39あって、自動償還払いが10、鹿児島県のように普通の償還払いは5というような内訳になります。

○委員長（松枝正浩君）

委員長を交代いたします。ほかにございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で議案第4号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時14分」

「再開 午前10時14分」

△ 議案第5号 霧島市介護保険条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について説明いたします。議案第5号は、介護保険法施行令の規定の見直しが行われたことに伴い、所要の改正をしようとするものであり、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間における介護保険料について定めています。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願いたします。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、説明いたします。新旧対照表は、7ページから9ページになります。今回の主な改正内容として、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準となる第5段階を、月額5,800円、年額69,600円に引き下げるとともに、所得段階については、国基準と同様に現行の9段階から13段階へと多段階化を図りました。また、保険料調整率については、第1段階から第3段階までの低所得者、及び第10段階から第13段階までの高所得者の乗率を、国が示す基準率よりも独自に引き下げ、低所得者の減額率を高めるとともに、高所得者の増額率を抑えたところです。これらの結果、今回の介護保険料改定では、第1号被保険者のうち、98%以上の方が第8期介護保険事業計画よりも低い介護保険料となりました。なお、介護保険料の改定については、関係する資料を別紙でお配りしていますので参考にしていただければと思います。以上で、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正についての説明を終わります。御審査のほど

よろしく願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。休憩します。

「休憩 午前10時18分」

「再開 午前10時19分」

それでは再開いたします。

○委員（山口仁美君）

今回のこの改正について、主要な部分について、少し補足で御説明頂けますでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

それでは別途配付資料のほうで説明させていただきたいと思います。資料をめくっていただきまして表紙の裏面のほうに、現行の金額の体系と第9期を横並びで示しております。保険料の金額のところは、すいません、段階別が1番左にきておりまして、1段階から13段階まであります。5段階というのが基準額になりまして、月額で申し上げますと第8期が6,150円、第9期のほうが月額で5,800円。月額で比較しますと350円のコストが下がっております。今回の変更点なんですけれども、年額等は新旧対照表で8期計画の金額と9期計画の金額を改めるというところで比較をしていただければと思いますけれども、第8期計画の保険料の率というのが、第1段階では0.3が0.26に変更になっております。同じように2段階、3段階もですね、1から3段階までは変更をしております。5段階から9段階までは、率等は8期計画と同じ率となっております。今回、新たに国のほうの基準が9段階から13段階に改められましたので、そこは国の基準に沿って、市のほうも13段階としております。その調整率については、今回新たに10段階が1.8、11段階が1.9、12段階が2.0、13段階が2.1という乗率となっております。これを基準額の1のところに乗率を掛けて、それぞれ年額の金額となっております。第9期計画の保険料は、第1段階から第13段階までの段階になって、そこが8期計画との変更点としては、この表でお分かりになるかと思っております。あとは、今言ったのが、5ページのほうに所得段階区分というところで、太枠で1から3のところは基準額に対する負担割合が、今、申し上げました乗率がこの数字になったというのが変わっております。段階で10段階から13段階の太枠のところは、今回新たに増えたというところで変わったのを示しております。6ページのほうは、保険料の算出なんですけれども、基準額の月額5,800円を導き出すというところでこちらで示しておりますけれども、給付費と地域支援事業費の第1号被保険者の保険料というのが23%という、もうこれも国で決まってるんですけど、23%を保険料で賄うというところで、あとはこの示しているところで引いたり足したりというところで、保険料とあとは基金のほうを取り崩すというところで、今回この5,800円の月額にしたところです。その取崩しによって503円の軽減が抑制されたというところを御理解頂ければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

委員長を交代します。補足で説明をしていただきたいんですけれども、それでは今、唐鎌主幹が説明していただきました資料の中で、標準給付費、そして地域支援事業費の合計と、あとまたその23%の試算の中で加味されている保健福祉事業費というのが、8期の計画からすると金額が下がっているところであるんですけど、この辺の8期から9期における下がった要因というのがどのようなものがあるのか教えてもらえますでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

この保健福祉事業費というのが、配食サービスとかの事業費の部分に、主に配食サービスなんですけれども、8期計画の時よりも若干下がってはおりますけれども、そういった事業費のほうがこの3年間の合計になってまして、その事業費のほうで下がっているというところで理解していただければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

この辺の事業費の下がりというのは、例えば人数とか何かの要因で下がってきているというようなものになるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

まず、すいません先ほど配食サービス事業が主にというところで、ちょっとほかの事業も、家族介護用品とかそういった事業もこのところで計上している。幾つか事業があって、一概にちょっと人数が減ったりとか、そういうところで事業費が下がったというのものもあるかもしれないんですけども、ちょっと中身のほうは今、手持ちでちょっと把握できてないので、また後ほど調べてきます [19ページに答弁あり]。

○委員長（松枝正浩君）

それと、今回、8期と大きく違うのが、基金をかなり大きく切り崩しているというところがあるんですけども、この辺の基金の取崩しをしていく考え方、これがどういうお考えでこの6億円というお金を計上、マイナスとして持ってこられたのか、そしてまた、この切り崩すことで残の基金というのが幾らぐらいになっているのかというのをお示し頂けますか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

基金との関係なんですけれども、先ほど基金は6億円取り崩すというところで、503円抑制されたという説明をしました。これまでも、一般質問等で基金の質問とかもありまして、第8期の6年5月末現在の基金が約13億9,000万円という見込みをしております、それを基に6億円、9期計画で取り崩すというところでこの金額を決めたところではあるんですけども、残りの7億円ぐらいまだ残るといっているところは、これは、また10期以降の計画において、給付も伸びるという可能性もありますし、そこはまた保険料の算定に当たって上昇をする。ま、今回は金額が下がったわけなんですけども、そこをやはり見据えて、ある程度はやはり基金も残したほうが良いという考えもあって、結果的に6億円取崩してということを考えてところです。

○委員（山口仁美君）

非常によく考えてくださったのかなというふうに思うんですけども、乗率、保険料の乗率について、国の基準よりも違う数字といいますか引下げたような数字を使っているわけなんですけれども、これに至った背景みたいなものがあればお示しください。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今、委員のほうがおっしゃったように、国の示した乗率というのが、資料のほうにも表紙の裏側に比較していただければお分かりだと思っておりますけれども、今回、国のほうの乗率を示してきたのも時期的にはちょっと、かなり遅かったというのもありまして、ただその前に、国のほうから13段階とか、そういったのも予告といいますかそういったのは情報があったんですけども、その中で、国のほうが案として示されてたというのもありまして、それを市としましても、幾つかパターンがあって、それを様々なシミュレーションをしました。それで、今この市の第9期計画の乗率というのは、結果として国よりも下回ってるんですけども、そこは国に合わせるという考えもちょっとあったんですが、やはり11、12、13段階の方々に対しては、かなりちょっと金額も上がるというところで、最初国が示した案の中の乗率であるんですけども、そこを市としては採用したということで、こういった乗率となりました。

○委員（山口仁美君）

最初にこの議案が出てきたときには、この11段階から13段階の方、今おっしゃられたこの部分の上がり幅が、このの方々については上がるので、なのでちょっと厳しいのかなと思っていたんですが、出していただいた資料から見ると国の基準よりかは大分配慮したのかなというところで工夫も見られるなと思ったところです。お聴きたいのは、財政的なバランスがやはり今から高齢者が増えてくるので、今回基金を半分ほど取り崩して充てられるわけなんですけれども、この計画の策定にあたって、先ほど委員長のほうから、地域支援事業費の見込額と出てるんですけども、高齢者の人口は増えていくのに下がってきているもの等については、まだぶれるのではないかなという

ちょっと懸念をしているんですが、その辺はどういうふうに見ていらっしゃるでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

そうですね、介護給付費と地域支援事業費の関係性というところは、考えるところはあるんですけど、介護認定者が増えれば当然給付も増える。認定者が減れば、介護予防のほうの取組をすれば、認定者が減る。極端には減らないとは思いますが、そういったところで、それで地域支援事業費が、今後増えてくるというのは、予防のほうに取り組めば、その事業費は増えてくるのかなど。そこに対しても保険料が23%というのがどうしても当たりますので、そのちょっと関係性というのはなかなかちょっと難しいところもあるのかなとは思いますが、そういったところで御理解頂ければと思います。

○委員（山口仁美君）

今回、加味されているか分からないんですけど、また10期に向けて3年間をどう乗り切っていくかというところが出てくると思うんですけども、10期に向けて9期の介護保険の乗率等を定める時に配慮した点等あれば教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

10期の保険料もまた国のほうが乗率を変えてくるという可能性は実際あるかもしれないんですけども、ただ9期のこの基準額というのは、やはり基金のほうを結構保有していたというのもありまして、ただ、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、今回は6億円の取崩しで、10期のほうも基金のほうをやはり持ってないと大幅な上昇というのを防ぐためにも、基金は、今回、6億というところを考えると、なので10期のほうも保険料に関しては、基金を幾ら取り崩すとかというところを考えながらまた金額の設定はしていきたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

国のほうも結構必死でお金を回しているのかなという感じもしております、乗率についても高額所得者のほうにかなり比重をかけたような形で徴収しようとしているのかなと思っております。総合事業等の移行の話も出ているので、全体的にかなりこの会計そのものが大きく影響を受けるのかなという中で、基金を取り崩してこうやって負担を減らしていただくのは非常に良いことだとは思いますが、先々の予測みたいなものを皆さんの中で、担当課のほうで話し合いながら、事業全体のバランスというのを考えていらっしゃると思うんですけども、総合事業への移行等を踏まえた、今のこの料率でといいますか、でやっていけるのかなというののもちょっと一部不安があるんですけども、次の10期のときに同じように基金を取り崩すと、もう次はなくなるので、そこもちょっと心配をしているんですけども、基金の在り方等も含めて、この介護保険の会計の全体のバランスはどういうふうに見ていらっしゃるのかお聞きしてよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今おっしゃった、今後、総合事業、要支援1・2の方が対象なんですけれども、実際、介護1・2の方が総合事業に移行するという話も今出ているところで、ちょっとそこが先送りになってはいる状況です。国の考えが、今後、給付がやはり伸びてくだろうというところで、介護1・2の方も給付ではなくて総合事業という考えもあるようです。そこが総合事業に移行したら、給付からは外れますけれども、事業として、ただちょっと先ほども申し上げたんですが、保険料についてはその部分も、給付から外れるけど、総合事業としては、財源のほうは保険料も当たってますし、あとは財源のほうで言えば、この資料の1ページのほうに財源構成が示されてますが、この国が給付であれば、施設とその他って、ちょっと分かれてるとか、20%から25%、総合事業も25%とか、こういう割合がもう決められてはいます。あとはその法定割合で国と県と市と、市のほうは一般会計のほうから繰入れをしてもらっている。そういう財源のもとで介護保険制度というのが運営されてるんですけども、ここに関しては、この割合でやっていくしかないというのはあるんですけどもそこにやはり保険料のほうで、今、23%なんですけど、ここがまた国のほうもこの割合を変えてくる可能性は実際あるかと思っております。なので、その今後、高齢者も増えていくというところで、保

険料、一応介護保険が運営されているので、そこは急激な上昇にならないような金額の設定はしていかないといけないと考えているところです。

○委員（前島広紀君）

資料の6ページの下のほうなんですけれども、予定保険料収納率は98.18%と見ているわけなんですけど、結構高いと思うんですけれども、これここで尋ねてもいいのかな。令和5年度の収納率ってわかりますか。こっちで分らんのかな。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

5年度の収納率はまだ分かりません。ただ、4年度分につきましてはちょっと資料がなかったです。ただ、収納率につきましては、年金日、年金からの引き落としですので、どうしてもこういう率になってきます。あと2号被保険者の方も給料からということです。なので、収納率が高くなるということになります。

○委員長（松枝正浩君）

前島委員よかったですか。休憩します。

「休憩 午前10時44分」

「再開 午前10時49分」

再開いたします。ほかに質疑ございませんでしょうか。交代します。

○委員長（松枝正浩君）

今回の8期から9期に移行する中で、その計画の中でのシミュレーション、いつ頃からどのような形でなされていたのか説明をお願いします。

○長寿・障害福祉課介護保険グループ（窪田宗摩君）

今回の介護保険料のサービス見込量を計算するに当たりましては、令和5年4月ぐらいから準備を始めて、具体的には令和5年6月ぐらいから、見える化システムというものをを用いてシミュレーションずっと続けてきております。第8期におきましては、他の自治体も同様の結果が出てるんですけれども、コロナによる利用控え等もあったことから、不用額が生じて、一定額積み立てていたということもありましたので、そこら辺の積み立てた基金額も第9期において活用するというをずっと議論を続けてきたところです。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員（山口仁美君）

再度確認ですけれども、今回、料率等を引き下げることで、今までのように基金の積み増しといえますか、基金が増えていくという状況にはちょっとならぬそうだなというふうに思うわけなんですけれども、また次回の改定の際には、そのときの基金の状況等を考えながら、取崩し額等を決めていくという方向で間違いないでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

ちょっとその前に、第9期の計画に際しまして、19市のうち基金の61%以上を取り崩す自治体が7市ありました。41%から60%を取り崩す自治体が本市を含め7市、40%未満が4市、取崩しを行わない自治体が1市とありました。ですので、これらの状況等がありましたので、今回は取崩しをしたところです。ないですので、第10期に当たっても、そのときの状況によっては取崩しをする。積み増しがあった分については、状況によっては取崩しをしていくというようなふうに考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんでしょうか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、以上で、議案第5号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時51分」

「再 開 午前10時56分」

- △ 議案第10号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- △ 議案第11号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について
- △ 議案第12号 霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第10号、霧島市介護保険条例の一部改正について、議案第11号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について及び議案第12号、霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第10号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について説明いたします。尚、議案第10号から議案第12号まで関連があるため、一括して説明いたします。今回の改正は、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等が一部改正されることに伴い、本市の関係条例の所要の改正を行うものです。また、本条例は、国が定める基準の形態で制定しておりますが、今回、提案理由にありますとおり市独自基準の明確化等を図るため、全部を改正するものです。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

議案第10号、霧島市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてははじめ、議案第11号、議案第12号は、共通する内容でありますので一括して説明いたします。議案書は、17ページから22ページまでとなります。新旧対照表は、今回、全部改正のためございません。説明については、別途お配りしております資料にて説明いたします。配布資料1ページを御覧ください。今回の3つの条例の改正内容の要旨となっております。まず、今回の条例改正の経緯は、原則、3年に1度の介護保険法の改正や令和6年度介護報酬改定に併せて国の基準省令が改正されることにより、本市の3つの条例を改正し、あわせて市独自基準の明確化を図るため、条文形態を「基準省令を準用する形態」に改めるものです。市独自基準の内容は、⑤の(1)～(4)の内容となっております。3つの条例の内容は、市が指定するサービス事業者の対象事業により、それぞれ人員、設備及び運営等の基準を定めたものとなっております。次に、2～3ページは、3つの条例を改正後の形態で横並びに、4ページは議案第10号の地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する条例の項目を示しています。左側が基準省令（国）、右側が市の現行条例ですが、ご覧のとおり、市条例は、サービス別の基本方針から運営に関する基準等を基準省令に準じて定めています。以下、同様に、7ページは議案第11号の介護予防サービス、9ページは議案第12号の介護予防支援についても比較しておりますのでお目通しください。次に、10ページを御覧ください。令和6年度制度改正の主な内容を6点、掲載しています。今回、これらの内容を追加するため国の

基準省令が改正され、それに基づき条例を改正する必要がありますが、①管理者の責務及び兼務範囲の明確化については、指定地域密着型サービスの基準省令の中だけでも、12の条文の改正がされております。このように、各サービス共通した制度改正の内容であれば、条例も同じように幾つもの条文の改正が必要になります。最後に、12ページを御覧ください。居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）の市条例を示しております。これは、権限委譲前の県条例がこの形態となっており、そのまま市の条例も引き継いだ形態となっております。今回提案しています3つの条例においても、この条文形態に合わせることで、市独自基準の明確化とともに市条例改正手続の迅速化と、国基準改正とのタイムラグ解消を図りたいと考えております。以上で、議案第10号から12号までの全部改正についての説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第10号について、質疑はありませんか。ちょっと休憩します。

「休憩 午前11時04分」

「再開 午前11時06分」

それでは再開します。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回提案がありましたこの3件につきましては、準用する形をとるということなんですが、今後この形をとることで、細かい改正等の時には条例改正が必要なくなるという理解でよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

国の省令に準じて改正してますので、今回ですね。次回からは、そこの部分についてはないということになります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

よろしいですか。じゃ、議案ごとでしたけど10号はないということになります。それでは、議案第11号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

なしでよろしいですか。それでは質疑がございませんので、引き続き、議案第12号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、以上で、議案第10号から議案第12号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時08分」

「再開 午後1時52分」

△ 陳情第1号 霧島市民が安心して暮らせるための介護保険制度充実を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、霧島市民が安心して暮らせるための介護保険制度充実を求める陳情書について、審査します。本日は、陳情者である霧島市社会保障推進協議会平田優様、伊藤レイ子様、城戸義郎様、山下義仁様に出席していただいております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の

際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（平田 優君）

お世話になります。ちょっと足が悪いもんですから、座らせてもらっていいですかね。申し訳ないです。本日はお忙しい中ありがとうございます。陳情よろしくお願い致します。まず最初に、以前、子どもの医療費の窓口負担に関して、議会のほうで県に意見書を上げてくれというお願いをしまして、皆さんのおかげで意見書を上げていただいて、先ほど県知事のほうも来年から窓口負担を、まず就学までですけどね、年齢は低いんですけども上げるということで、全県で一番遅かったんですけども、いよいよ鹿児島も窓口は来年ぐらいから負担がなくなるということで、本当にお世話になったいうふうに思っております。ありがとうございます。今年は引き続いて、引き続いてということないですけど、介護保険がちょうど第9期の事業計画を条例としても策定をするという年度に当たるということでしたので、介護保険に絞って陳情をお願いをさせていただきました。趣旨一貫はもう陳情書にまとめてるとおりで、特にこれに加えるようなことはないんですけども、資料との関係で少し若干御説明をしておきますと、最初に介護保険料の引下げをお願いをしております。先生方御存じのように、介護保険というのはかなり厳密に計算をされて、保険料を設定されて、それでその間で増減が決まって、増えたら基金として積み上げることが法律上は認められていますけれども、考え方としてはちょっと払い過ぎてるからという部分がずっとたまって、本市だと多分13億9,000万円とかというような単位で基金が積み上がってるんだろかなというふうに思うんです。本来ですと、調整の上ということになってるわけですから、その分に関して。安ければいいんですけど、もう介護保険も当初に比べると倍に増えてますし、ばかにならん金額、何年かにしてですね、月にしてもなっていますので、ぜひ、値下げを検討頂きたいということで、去年ぐらいからずっとお願いをしていて、市長のほうにも直接、語る会等を通じてをお願いしたら、今度の条例で提案ありましたのが別紙のような表にまとめましたけれども、資料としてお配りしている内容です。厚生労働省の制度改定の趣旨からいって、厚生労働省はこの上限を上げたい。ということで、負担割負担能力の高い人がもう少し負担してほしいということで、その階層を上げるというのが趣旨で、今まで、9段階やったのを13段階に増やして、上のほうの人を上げて、その分を少し下のほうに分けるということが制度改定の主な内容でしたけれども、本市はそれに加えて、少しそれプラスアルファでしていただけるというのは重々見ておりますし、我々のところも高く高く評価をしているところです。ここに表としても、上に載せていますけれども、大体ここにありますように4,200円というような単位で、引下げられるというようなことになってますけど、少し若干調べたところによると、隣の例えば始良市なんかだと1,800という単位、4,200がですね。になります。ですから、それに比べると随分、市のほうが頑張った数字だと思うんですよ。ですから、今回の陳情に関しては、そのことを応援するという意味も含めて、ぜひ御採決頂ければというふうに思います。ただ、本来ですとやはり基金との関係で、考え方はやはりはっきりさせておかないといけないと思うんですね。どのぐらいが妥当なのかということですよ。どのぐらいが妥当で、どういうふうに市当局はどう考えて、そのことに対してどうなのかという議論はぜひ議会のほうにお願いしたいと思っておりますけれども、今回、霧島市に関しては、ほかの市に比べてもこの引下げてるという、多分基金を取り崩して引き下げるといえるのは、記憶の範囲でいうとあまりない事項ですから、ほかの市でもないと思います。ただ、昨日、一昨日に話を聴くと、鹿児島市なんかこれが50億の単位です。積み上がってるらしいんですね。市民の数も多いですけどね。でもやはりそういう介護保険というのはそんなふうにはやはりたまっていくんだと思うんですね。それ自身をどういうふうに考えるのかというのを、しっかりと議論いただければなというふうに思っております。二つ目は、これは国に対する意見書で、これはもう多分先生方の、特に前島先生なんか、事業との関係ではもう痛いほどお分かりなのは

ないかなというふうに思います。やはり事業者が事業継続ができるというのが一番大きいと思うんですね。そうしたときにやはり働く人、第9期の事業計画のこの資料の中にも調査の中にありましたけれども、8割から9割の事業者が人手不足だというふうに答えてるわけですね。このこと自身をやっぱりどうするのかというのが一番大きな問題だろうと思うんです。これはなかなか市の範囲だけでは解決できないんで、これは国が制度としてとらないといけないというふうに思うんですね。そうした時に、今の個人の負担から考えて、倍に倍に保険料を上げるというわけにはいきませんから、国がやはりきちとした税金で手当てをして、それで処遇の改善を就労者にしていくということで、制度の安心感をつくるということが一番だろうというふうに思います。ですから、これはいろんな市町村、市長会とかいろんなところで議論されている事項ですので、ぜひ市のほうももちろんそういう時期でもありますから、ぜひ国のほうにも意見書を出していただければと思いますね。项目的には3点挙げてまして、全体としての税金の投入を増やしてくれということと、特に介護保険の従事者への処遇改善。全産業ぐらまでの平均にしないと、なかなか就労者が難しいというふうになっていくんじゃないかなと思いますからそれをしてくれということと、三つ目は、今回の改定は御存じだと思うんですけども、何というか、訪問介護に関して減額となっています。これっていろんなところからものすごい不安が出されている事項ですので、ぜひこれは撤回見直しをお願いしたいというのも議会のほうで御議論頂ければというふうに思います。よろしく願いいたします。あと三つ目は、ちょうどこの9期の事業計画が条例で議論されるというふうになると思います。なかなかこれをしてくれというのは今の段階でどうこうするのは難しいというふうに思うんですね。ですから、ぜひこの9期で検討課題をはっきりしていただければというふうに思っています。ですから、こうこうこういうことをこの期の中に検討しますとか、一定の方向を出しますというようなことをぜひ、お願いできないかなあというふうに思ってます、それで検討事項としてぜひお願いしたいということで3点を挙げました。一つは、やはり今後10年先に本当に今の制度が機能するかどうかというのが今非常に大事なところだろうというふうに思うんですね。一つ大きくやはり地域の偏在ですね。地域の偏在をどうするのか。同じ保険料を払って、ここで受けられるサービスとここで受けられるサービスが違うというふうになった時にどういうふうにか考えるかということですね。ですからやはりこれをどうするのかということで、最低限のやはり訪問介護とかというようなことは在宅の介護のことは必要事項だと思うんですね。これヘルパーの事業者がいませんから、行けませんでは済まない話になります。ですから、隣の事業者に行ってもらえばいいですけど、今度はまた交通費が高つくとか、移動費が高つく、そんなような状況を抱えるわけで、このことをやはり基本的にはどんなふうにか考えてどういうふうにしていくのかというのをやはり今から検討しないと、3年間あつという間だと思うんですね。ぜひそういう地域の偏在に関してどんなふうにかやはり考えていくのかということもぜひ、今期中で検討課題としておいていただけないかなというふうに思います。二つ目は、地域包括支援センター、これをやはり強めるというのがやはり鍵だと思うんですね。地域包括支援センターのケアマネさんというのはもう入り口ですから、介護の相談ですね。ここがやはりお忙しくて時間が取れなくてというようなことだと心もとないわけですね。でも、今は、ケアマネさん自身もいわゆる成り手不足で、そんなにケアマネに余裕のある事業者って市内にそんなに多くあるというふうに思えないんですね。ですから、地域包括支援センターの業務をやはりどういうふうにかしていくのかというのを、本気になって議論をしないとけないと思います。私はもう率直に言っていて、ケアマネさんをちゃんと市として雇用していただいて、しっかりとしたケアプランを立てていくと。そういう中でサービスとか資源開発なんかをしていくということが必要だろうと思うんですけども、こんなことをいきなり言ってもあれですのでぜひ検討いただけないかというお願いにしております。三つ目は、今でもできることって事業継続のことで、特にいろんなところで事業者さんは、ちょっと余裕が出たなと思ったら制度改定で減らされたりとかというふうに、もう本当に制度に振り回される事業経営だというふうにしておりますけれども、そうは言っても、やはりいろんなところで、例えば行政が役割を果たすことができるの

ではないかなと思うんです。まず最初はやはりその声を聴くことだろうというふうに思うんですね。ですから、ぜひできることからそのことを、やはり事業者さんの声を行政として聴いて、またいろんな交流の機会を設けて議論をして、作っていくというようなことをスタンスとして上げていただければというふうに思っています。以上3点を今期の計画の中にぜひ検討課題として入れていただけないかという願いをしまして、本件の陳情にさせていただきました。よろしく願います。

○委員長（松枝正浩君）

ありがとうございます。ほかの陳情者の方々ですね、補足的な発言がございましたら、どうぞ。

○陳情者（山下義仁君）

国分生協病院の山下と申します。本日は、お時間を頂き誠にありがとうございます。現場のところからの状況をお話ししたいと思いますが、ちょっと今日も病棟のところで話題になったんですが、70歳過ぎた方が、呼吸不全があって酸素療法をしてらっしゃる。結構、ベッドから横のポータブルトイレに移るだけでも息苦しいというふうなことで、夜はベッドの上でおしっこを尿取りパッドにさせていただこうかと。それを奥さんにしてもらって練習をしないといけないねというふうな状況なんですね。今日それをさせていただいて、できたらお昼は何とかポータブルトイレを置いてやってもらいましょうかということなんですけど、その方が住んでいらっしゃるの牧園の奥なんですね。夫婦2人だけで、お子さんはいらっしゃらないというところで、当院でこの間ずっとこういう肺気腫という病気に伴う慢性呼吸不全で見てましたけれども、そろそろ通院が困難になってきたとかというふうなことがあるんで、私たちのところも、訪問看護ステーションとか訪問介護ステーションが敷地内にあるんですけれども、牧園の奥まで行くかというふうなところもありますね。ですので、今、ちょっと病棟の師長と話したのは、例えば、大庭先生のところからどうだろうかとかですね、あそこだったら、訪問介護、訪問看護、それから場合によっては施設関係を持ってらっしゃるので、そういったところはできるかもしれないねとかですね、あるいは春田先生の春田医院さんはどうだろうかとかということで、先ほどあったように、地域にかなり偏在しているというところなんです。奥に行けば行くほど、それは別に牧園のほうだけじゃなくて福山もそうですし、そういった介護を受けるのが結局夫婦2人暮らしだと、セーフティネットが実際にはなかなか利用しにくい状況になってるというところなんです。お二人とも結局年金生活ですから、先ほど言ったような、今度は保険税が関わってきますし、払ってる割には、その方認知症とかございませぬので、介護度も高くないと利用するものもあまり多くはないとのところですので、結構、御病気になられた後、御高齢になると、地方のほうだとその地域で安心して暮らせる状況がないと。本当は介護保険というのは、そういうことを心配なくどこでも受けられるようにというふうなのが本来だったと思うんですけど、現実的にはなかなかそうになっていないというふうなところがあります。そして2点目は霧島市はそういった点で、県内ではまだ若い方が多いんですけど、お年寄りも確実に増えてきてますが、今回のいってもうちょっと3年、4年たちましたが、コロナを通じて小さな介護保険の事業所が大分減ってきてるんですね。大手のところとか、大きなところに集約されてきてるような状況で、ということになると、やはり地域の郡部のところだと彼らの行くところがだんだん減ってきているような状況です。つまりコロナだけが大きな要因としてはありましたけれども、介護事業所としてのなかなか成立が経営としてやっていきにくい状況にあると。これは先ほど収入の件ですけども、これは今度の介護保険の改定でも、そういったところは強く出てきています。頑張ってるってことはじゃ、言い方はあれですけど、黒字でやれてるかはというと、なかなかその利用者さんのところも増えてなくて、経営もなかなか実際は厳しいんだというふうな状況もあつたりしてますので、特に男性の方の場合は、これを生業にしていくには家庭を維持できないと。収入がですね。この間のお話でもあったように、結婚しますので介護職やめさみたい状況で、それよりはトラック運転手のほうがまだ給料がいいのでみたいな。そんなことは現実問題としてある話なので、介護って、実を言うと一番人の近くで生活を支える、私たちの将来、生活がいろんな病気になって、年をとっ

て歩きにくくなっても安心して暮らせるっていう点では一番身近で大事な仕事の分野だと思うんですけども、そういったところの若い人での成り手がなかなかいない状況もありますので、そういったところへの手だても行政としては考えていただけたらいいかなというふうに思うところですね。やはり郡部のことを強調しましたが、お年を召された方が多いのは、よくて夫婦2人、ひとり暮らしの方も多いということですので、最近来ないけど生きてるかなみたいな状況すらある。お隣がちょっと遠くだと、本当にそういったことで心配な状況もあつたりしますので、ひとり暮らしになればなるほど収入ももともと余りよろしくないんで、介護のところはなかなか受けづらいつか、もうお風呂入ってないっていう方々は、特に男性になるとぎらですよ。注射するために酒精綿でこすりゃると、酒精綿が真っ黒になりますからね。そういう方々もいらつしゃいますので、せめてお風呂ぐらひは入ってもらえればというふうな感じもするような状況ですので、介護保険を通じて、介護全体を行政として見ていただけたらうれしいなという状況であります。はい、私のほうからは以上です。

○陳情者（城戸義郎君）

私はちょうどこの75歳、今度7月になるんですよ。家内が2月に70歳になって、まさに後期高齢世帯で、これから介護のいろんな具体的なサービスを利用する立場になってきたんです。そもそも、2025年問題という、団塊世代が後期高齢世代に入るというのは2016年ぐらいからもう既にマスコミの中でも取り上げられて、どういうふうな対策をとっていくのかということも注目されたんですけども、ただ、国の対応というのは、利用者負担を上げていく、サービスの内容を下げっていくんですね、そういうふうな方向でやられています。基本的に、国庫負担を増やして不足分を補って、よりよい介護サービスが受けられるようなという方向ではない。もともと介護保険というのは保険制度ですから、これはその事業に対する契約制度なんですよ。だから、あらかじめこういうことをするから、保険として契約しますという契約制度なんです。ところが、介護保険制度というのは、例えば、一般の生命保険とかそういうのはもう決まっていますね。これが、介護保険制度は、勝手に国のほうがその内容を変えていく。そういうふうなことで、保険制度ということ自体がおかしな制度なんですよ。そういう大きな問題を根本的に抱えています。今、私の保険料の負担ですけども、国民健康保険とそれから介護保険ですよ、国民健康保険が20万7,000円、それから介護保険が私が9万5,940円、それから家内が7万4,500円という、これ合わせると37万9,440円が年間。月平均3万円ですよ。これを年金から支払う。大体今、年をとるにつれて一番かかってくるのは医療費なんですよ。私も若い頃はほとんど病気がなかったんですけど、まず始まったのが高血圧です。50歳ぐらいから治療を始めましたからですよ。その後、緑内障が。これも結構早かったんですよ。これ一生治療ですよ。そして年をとって白内障。緑内障と白内障については、進行状態において手術があるんですよ。その一時的な出費、そういうものが加わってきて、年金生活者にとっては、かなり苦しくなる一方で、物価は上がっていくんですけども、年金は若干アップされましたけれども、でも物価上昇には見られないようなアップ上昇で実質苦しくなる、そういうふうな大きな流れがあります。そういうことがまず利用者、利用する私たちの負担の問題で、今度は利用する場合に国の方針は、大体、施設処遇じゃなくて在宅での処遇をという部分で流れが変わってきてるんですよ。ところが今回の介護保険制度の大きな問題点というのは、訪問介護、その取扱いが問題視されています。基本的には訪問介護の報酬が切り下げられてるんですよ。国のほうがいろんな加算を付けるからそれと合算してアップということなんですよ。訪問介護の基準が、報酬基準が切り下げられたのは、結局、都会のほうでは、訪問サービスを利用するところは施設とかそういう住宅型のホームですよ、そういうのがいっぱい建つたりして、訪問するのに、もうすぐ隣から隣といつて行けるわけですよ。そうすると、単価というか利益率が高いんですよ。一方、田舎に行くと、隣へ行くまで時間がかかる。ものすごい効率が悪いんですよ。ところが、今回の改定の基準になったら、それは一緒くたにして、全部まとめて、そして、結局、利潤というか、がほかの介護サービスよりも高いので下げたんですよ。訪問介護の報酬。さて、訪問介護を担うホームヘルパー、この方が給料が安い

ので辞めていく。そういう問題を生じているんですね。これ、2023年12月7日ですけれども、これ朝日の新聞ですけれども、介護初の離職超過。その介護職に入る人と離職する人で、辞職する人が大方1.6%オーバーしたと。で、あと給料についても、これ介護職一般ですけれども、全国一般的な労働者の賃金というのは、36万1,000円ぐらい。それ比べて介護職の賃金というのは29万円。とすると、例えば、結婚して子どもができて。それで家庭を維持するとなったら、介護職でやっていくというのは、よりもう一般の企業のほうでは働いたほうが、いいわけですね。こういうことで、介護の仕事で働きたい、人の世話をして生きがいのある仕事をしたいと思われても、実際、働いてみたら生活が維持できなくて、やむなく辞めていくという、そういう状況もあります。どうやって一番現場で直結している介護職、特にホームヘルパーの方もそう、訪問介護は特にこれから重要になってくるけど、そこの基盤を作り上げているのか。霧島の場合、霧島の特有な地理的な状況とかいろいろありますので、そこら辺も十分に考えていただいて、ぜひ住みやすい霧島をつくってほしいというふうに思います。

○陳情者（伊藤レイ子君）

お世話になります。私は旧国分市の山間部のほうに住んでるんですけど、結局、ヘルパーさんとか訪問看護とか来てもらったとしても、誰かが老老介護になるか、ひとり暮らしの親御さんだと、子どもさんのどっちかがお嫁さんか御主人さんが辞めない限り、山間部から下まで出てきて親を1人家に置いてというのが本当に不可能なもんですから、だからもう地域が崩壊、コミュニティがもう今崩壊してるんですけど、例えば鹿児島市に子どもさんが住んでらっしゃったら、鹿児島市の近くにもどこか介護施設を探して、そこに引っ越して行かれるとか言うんで、今もうすごい空き家が増えてるんです。だからもうコミュニティはほとんど崩壊しかけて、この合併は何だったんだろうかと。介護保険ができる時に、地域で安心して暮らせるというので、介護保険ができたと思うんですけどね。でも、とても地域で安心して暮らせるような状況にはなっていないくて、ちょっと南日本新聞の2月29日の編集局日誌というのに載ってたんですけど、介護施設自体が遠くになってくるとガソリン代がかかったり時間がかかったりして、介護施設を閉じなきゃいけないとか、それから知り合いのショートステイをされてるところも、厨房に人がいなくて、お弁当を取らなきゃいけない状況になってくるととても財政的に大変だとかいうのがあって、本当に何とかしないと、私ももう当事者なもんですから、介護を受けるほうなもんですから、受けなきゃいけないほうなもんですから、もう本当に将来が不安で不安でたまらない人たちがいっぱいいらっしゃると思うんです。だから、このまちなかもそうだと思うんですけど、本当に山間部に行ったら、ひとり暮らしで生活するのがやっとなのに、サービス料も払えないような感じの人たちもいらっしゃるのに、保険料だけは間違いなく取られていますよね。だから、これは本当にみんなで何とかしていかないと、日本株式会社がもう駄目になるんじゃないかという感じですね。若い人たちも本当に苦勞してると思います。みんなでお金を出し合って、子どもたちでお金を出し合ってサービス料を負担しているとか、そういう話もあるもんですから、ぜひみんな考えて、できるだけ安心して暮らせる霧島市ができたらいいなと思ってます。よろしく願います。

○委員長（松枝正浩君）

ありがとうございます。ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。委員の皆様で質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回、盛りだくさんな内容で陳情書をつくっていただきました。ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、この介護保険報酬の見直しであるとか、それから9期の事業計画というのは本当に直前まで迫っている状況なので、このぎりぎりのタイミングになった何か理由とかあるのかなとちょっと思いまして、少し早めに頂けたらなというところも思いとしてあるんですけども、いかがでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

第9期の事業計画が出されたのが1月ですよ。ですから、市が何を考えているのかというのは、出されたのがその段階ですから、そこで見ても、いわゆる保険料に関しては空白ですよ。パブリックコメントで求められた事項に関しては、ですから、そこで見ても、こういうことが必要なんじゃないかなというのをとりまとめたものですから、今回のタイミングになりました。本来であると、これを検討する前ぐらいで、確かに先生の言われるように出せばよかったのかもとは思いますが、それはそうだと思うんです。ですから、今期はもう第9期にもう間にありませんから、第9期には検討課題としてお願いをしたという、そういう経過になっております。誠に申し訳ない。もうそういうことで遅れてですね、あれば本当によかったんですけど、すいません。よろしくお願いします。

○委員（山口仁美君）

であれば、この特に3項目目の霧島市の第9期の部分については、計画へ反映させてくださいというような内容になっているので、ここに、この計画そのものに明記を求めるものなのかどうかということところがちょっと私は気になっていたんですけども、今の御説明であれば、この計画期間中にこの検討することというのが主の訴えでいらっしゃるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

先生、もうそのとおりです。ぜひ、ただ議会のほうで、こういうことが大事だから重点課題で検討するよということを決議頂ければと思っています。もう、何をやるのかというのはもう今からいろいろありまして、いろんな考え方あります。それをどうするかというのはあるんですけど、やはり、本来的な事業計画で、やはりどういうのを重点にしていくのかということをややはり検討課題としてはっきりさせるというのは大事なことなんじゃないかなと思っています。ですから、多分もっとほかにもいろいろあると思うんですけども、取りあえず我々のところで相談したのは、この3点ということでしたので、我々はこう思ってるんですけど、ほかにもいっぱいあると思うんですが、ぜひ検討課題としてはっきりさせるということが必要なのではないかと思います。よろしくお願いします。

○委員（山口仁美君）

今回、国のほうの改定の中で新設された部分の中に、中山間地域における小規模事業所への加算とか、あと中山間地域に居住する者へのサービス提供加算といったものが含まれてきているというのが大きな特徴の一つかなというふうに思っています。ですので、こういったものが国から出てきているのも踏まえると、今おっしゃったような、地域間の偏在、サービスの偏在というのは手当てすべきかなというふうに思うところなんですけど、この、お書き頂いた陳情書の中で1点ちょっと確認をしたいのが、地域包括支援センターの質量ともとの拡充の検討ということで、ここが具体的には先ほど市でケアマネジャーさんを雇用しケアプラン等を立ててもらったらどうだろうかというような話が出たかと思うんですが、ほかにも何かこう質とか量とかの部分で何か思っている案とかあるんでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

市がというか、地域包括支援センターにおける役割というのは、いっ一番にはやはり住民からの一番最初の相談、どうなるかということだと思っうんですね。それにやはり丁寧に応えていって、道筋を立てていくということであろうと思っうんですね。ですから、そのことが本来としてどういう機能を強めないといけないかということとの関係の中で、どういう形が一番いいのかという話を御議論頂ければというふうに思っいます。一つの案としては言っましたけれども、それ以外にもあると思っうんですけど、私、今のやり方を見てて、今はいろんな事業所のところにいわゆる委託をすると。業務に関して委託をすしているというやり方ですけれども、ケアマネさんにそんなに余裕のある事業者ってそんなにないと思っうんですよ。いずれにしてもそういうやり方、委託を人任せにしてたんでは回らなくなる可能性って大きいですよ。例えば、もうケアマネさん例えば1人に何十件を持た

せるみたいなやり方をすればいいんでしょうけど、そんなことをしていけばもう時間もとても足りませんから。ですから、本来的にはそういうことをどういうふうにしてやはり確保するのかという議論も一方で要ると思うんですね。現状の中で、お金の使い方、効率化というのは否定はしませんけれども、そればかりで議論したのではやはり延長として、なかなかやっぱり不安が拭えないんじゃないかなというふうに思うんで、ですからこれをしてくださいという話には今回はしておりませんので、ぜひ御議論を頂いて、そういう機能をどう強めていけばいいのかという話をしていければと。私は幾つかの市町村との関係では幾つか訪問させてもらったりセッションはさしてもらってますけど、市町村の中で、やはりケアマネさんをしっかりと確保しているところもありますよね。地域包括支援センターの中で。いわゆる、人は例えば委託したとしても、センターとしてはちゃんと何人が業務をしてるとあって、それはものすごく意思統一も含めて、適正化を含めた議論をしていく中ではやはりいろんなところで一つ的意思を示さないといけないんだけど、あっちに振ったりこっちに振ったりしていく中で難しいと思うんですよ。根本的には従事者の皆さんのやはり就労は安定しないということの中で、それは一時期でいうとヘルパーさん。ヘルパーさんは深刻ですよ。もう年齢からいっても高いし、ケアマネさんなんかでももういよいよ深刻という中身になっていきますから、そんな中でどうするかという話をぜひ御検討頂ければと。そのことを検討しなさいということを、今回の議会のところもそんな長い時間議論できるわけではないと思うんで、検討課題としてはっきりさせるというのは必要なのではないかなと思います。

○委員（宮田竜二君）

陳情書の1点目ですね、市民の負担する介護保険料を下げてください、引下げてくださいということなんですけれども、これでここにも書いてありますように基金をということで、霧島市も基金残高が13億9,000万円、これを6億円切り崩して令和6年、7年、8年、3か年で切り崩していくんですけれども6億円を。今回その資料も頂きましたように、年間の所得が520万円未満の方に関しましては減額になるんですけれども、これはすごくいいことだと思うんですが、521万円以上の方は増額になるんですけれども、そうしますと、98%の人は減額になるんですが、2%の人はちょっと高くなるというところで行くと、そこはどうお考えになられるかというのを教えてください。

○陳情者（平田 優君）

我々のところでもこの表を見てですね、とある病院の院長先生は、俺らは増税になるんだよと言われる。おっしゃるとおりなんですけど。ただ、みんながみんな下がれば一番いいんでしょうけれども、ただ、今の保険制度との関係でいうと、今は基本的には受益者負担ですよ。応能主義はやはり能力のある人が負担、助け合いの制度ですから保険制度って。やはりたくさん出せる人というのはたくさん出していただくというのは一方で必要だろうと思うんですね。ただ、厚生労働省はこの上を上げたいもんだから、今回これというふうにしましたけど、この範囲で済むのかなというのは個人的に思ってるんですけれども、それはもう大きくはいろんな議論があるんでしょうけれども、我々のところは今のところ、下げてくださいというお願いしかしておりませんので、そっから先は先生方の議論でお願いをしたいと思います。

○委員（宮田竜二君）

もう一点ちょっと質問をさせていただきたいんですが、2点目ですね、国に対して以下の意見書を提出してくださいということで、①のところ国で国の負担割合を増やしてくださいということなんですけど、今25%ですけれども、これをどれぐらいをお考えになって、具体的にちょっと数字とかあれば教えてください。

○陳情者（平田 優君）

もう議会として、いわゆる意見書を出すのはこの範囲だろうと思うんですよ。そんなに数字的な根拠を多分どこも持ってないと思うんですけれども、ただ、今の中身の中で就労者の、例えば給料を上げてくださいとか何とかというような話をしていくと、どうしても利用料とかの関係になってきますよね。そしたらやはり今の制度でいうと、そんなに限界があると思うんですよ。だからや

やはり国保の問題もそうですけれども、やはり国の税金の手当てというのは、負担割合はどうしても必要だろうというふうに思うんですね。これは知事会とか市町村会とか、いろんなところで言われてるとおりだというふうに思います。その割合がどのぐらいまでかというのはね、必要がどのぐらいあってというような計算があるんでしょうからあれですけど、でない、今の枠組みの中では多分大きくは変わらないのではないかなと思いますから、このところはやはり国がどんと責任を持っていただいて、していくという議論をまず始めないと、なかなか必要十分には足りないのではないかなと思います。ちょっと長くなって恐縮ですけれども、今回の単価報酬の検討でもですね、確かに2%か二点何%から、いわゆる処遇改善の率というのは含まれてはいるんですけども、全体として物価上昇は3%ですし、最低賃金も多分今年度に関しては、三点何%というようなレベルで上げていくと思うんですよ。ただ、最低賃金で追いつかない。ヘルパーさんとか就労者のところがですね。ですから、そういうことをやはりもっと超えて先ほど6万円とかいうような単位で全産業平均との関係で処遇改善しようとする、今のいわゆるこの保険料、いわゆる利用料と、その事業者の関係の中での計算だけでは難しいと思うんですね。ですからその部分に関しての大きなやはり国が手当てをするということがない限りは難しいのではないかなと思います。今、私なんかがよく聴く話としては、コンビニの、コンビニというとコンビニの人に怒られたらいけないですけど、アルバイトしても1,000円以上はあるわけで、だから資格まで取ってヘルパーして2,000円というのはそんなにないですもんね。そういう話になっててどんどん就労者が減ってるということだろうと思うんですね。そのことを確固としたやはり中身にしていくということのためにどうしていったらいいかということの議論が必要なんだろうというふうに思う。訪問介護に関しては、やはり常勤のヘルパーにきちっと手当てをさせていくということが必要なんだろうと思うんです。それで、登録ヘルパーがそれを補完していく。今はもうどっちかいうと登録ヘルパーが主ですもんね。ですから、そういう議論は今始めたばかりなだけで、そのこと自身が形になっていく検討課題としてしていくというのは多分何年もの単位で議論されないといけないと思うんですね。ただそのこと自身はやはりどっかで始めないと。はい。多分10年先に、ここにおられる皆さんもお若いから20年ぐらい、いよいよ介護保険になったというような時に、誰が面倒見てくれるかなという形になっていくのではないかなというふうに思います。

○副委員長（野村和人君）

今回の陳情の中で、国に対しての意見書を提出ということでございました。今先ほど質疑の中で意図がちょっと違ったりとかいう、先ほどの施策の第9期に対してのということがあったりするんですけども、内容的なものを今、おっしゃったことを意図させていただいた上での文言の多少の修正とか、そういったものを御了承頂けるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○陳情者（平田 優君）

ぜひお願いします。多いにもんで頂いて、もう我々、これ以外でもいっぱいあると思います。ただ、取りあえず我々が相談した範囲でこれで出してますので、ぜひ議会で議論頂いた上で、ただ、国がやはり国として制度をはっきりさせないといけない。覚悟として持たないといけない。これ一方で事実だと思うんですよ。そのことをやはり議会としっかりと物を言うというのはぜひですねお願いしたいと思うんですね。特に3点目の訪問介護、城戸さんも言いましたけど、今回の報酬改定で減額になってるのはぜひ何とかしてほしいという、これもかなり具体的な議論ですけどね。お願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員（有村隆志君）

2番目の訪問介護、定期巡回の減額ということはもう、先ほどおっしゃったみたいに本当に地域によってはバスも1日しかない厳しい状況で、本当に通院も厳しい状況の中で、ヘルパーの方も行くだけでもすごい時間かかる中でやっていくのかなど。この中で、訪問介護をして、このメニューで、例えばお風呂の介護だったり、それから食事、掃除とかいろいろあるんですけど、それ自体が引下げになったということで、例えば、一つの人が1回行くときには、掃除だけであった時にどれ

ぐらいの報酬になるんですか、下げ幅。わかりますか。なければ次に、執行部に聴きますから。

○陳情者（平田 優君）

もう先生言われるように、詳しいんであれなんですけど、今の制度と関係で、報道としてこだけ減額になりますということ以外は我々分かってないんで、具体的に事業者としてどのぐらい影響があるかどうかというのは、ぜひお調べ頂ければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第1号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時39分」

「再開 午後 2時42分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情の執行部説明の前に、発言の申出がございましたので、発言を許可いたします。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

先ほどの議案第5号、介護保険条例の一部改正の審査の中で、松枝委員長のほうから、保健福祉事業費の減の理由についての質問があった点についてお答えします。保健福祉事業のほうは、配食サービス事業が大半を占めておまして、第8期計画との比較で、事業費が減ということでしたんですけれども、その理由としては、第8期計画の比較と第9期計画の比較は、配食数の減、延べ人数の利用者の減というところで事業費が減ったということになります。

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第1号、霧島市民が安心して暮らせるための介護保険制度の充実を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

陳情第1号、霧島市民が安心して暮らせるための介護保険制度充実を求める陳情書について、御説明いたします。介護保険制度については、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろにかけての介護給付費の増加を見据え、財政・サービス提供の両面から、安定性・持続可能性を高めていく必要があります。このような中、本市では、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自分らしく、生き生きと暮らし続けることができる社会の実現に向け、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期霧島市介護保険事業計画を新たに策定し、関連する議案を本定例会に提案しているところです。なお、計画期間中の介護保険料を含め、陳情に関する詳細につきましては担当課長が御説明いたします。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

本件陳情書に関する詳細について御説明いたします。はじめに、市民の負担する介護保険料の引き下げについて、第9期介護保険事業計画においては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇を抑制すべく、所得段階を現行の9段階から13段階へと多段階化するとともに、介護給付費準備基金を活用し、標準月額を現行の6,150円から350円引下げ、5,800円としました。次に、国への要望等について、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のための国庫負担割合の引上げや、地域・サービス等の実態に即した適切な介護報酬の評価・設定等については、これまでも鹿児島県市長会、九州市長会、全国市長会を通して国や地元選出国會議員等へ要望活動を行ってきたところです。今後も引き続き、国の動向等を注視し、適宜適切に要望活動等を行ってまいります。次に、各種施策の計画への反映について、本計画では、「高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実」を目標に掲げ、住民主体の支え合える仕組みづくり、在宅サービス・住まいの確保、包括的な支援体制の整備、介

護人材確保及び介護現場の生産性向上の四つを重点施策に位置付けています。計画期間中、これらの重点施策を中心として「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」を積極的に推進してまいります。なお、本計画の策定にあたっては、国が推奨する各種調査を実施するとともに、地域のニーズに即した高齢者施策や介護サービスの展開を図ることを目的に、介護サービス事業所等・介護支援専門員を対象とする市独自の調査を実施しました。また、居宅介護支援事業所や医療機関、霧島市地域包括支援センターなど多職種の福祉関係者によるグループワーク等も開催し、それぞれの役割に応じた取組等を計画に記載しております。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮田竜二君）

質問なのですが、陳情書の2の③、2024年、介護保険報酬見直しのうち、訪問介護、定期巡回などの減額を行わないということを、陳情書に書いてあるんですけど、これについての執行部の見解をお願いします。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

介護報酬は、国の社会保障審議会で議論を経て政令で定められるものです。市としては、今後も引き続き全国市長会等を通して、地域の実情に応じた報酬の評価設定を行うよう、国への要望活動を行ってまいります。なお、個別具体的なサービスの方針についての要望については、他自治体との関連ケースもありますので、今後、検討事項とさせていただきます。

○委員（宮田竜二君）

2024年度のでいきますと、今ちょうど今から当初の予算を審査するんですけども、令和6年度の予算でいきますと、前年度と比較して、自分の認識は減額になってるのかなと思うんですけども、そこをちょっと確認させてください。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

すみません、後ほど数字はお伝えいたします [23ページに答弁あり]。

○委員（有村隆志君）

この同じ関連ですけども、この保険料、利用料というんですかね、ここは市で改定できるものがあるかどうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

この介護保険の報酬に関しては、国の公定価格のほうで単価が決められております。なので、市のほうでここを上げる下げるとするのは基本的にできないと考えております。

○委員（山口仁美君）

陳情書の第3項目目の、第9期介護保険事業計画についてで、陳情書の中では計画に以下の施策の検討を反映してくださいということで、先ほど陳情者に対して、この9期のもう実行がもう目の前の状況で、ここの計画に盛り込むのか、いわゆる明記をするのかというふうな質疑をしましたところ、9期の間には検討をしてほしいというような回答が返ってきております。先ほど課長からのお話の中で、四つの重点施策というのがあるんですけども、この四つの重点施策とこの陳情者からの①、②、③というのが合致するものなのか、ちょっと違うよという内容があるのか。そこをちょっと教えていただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

次期計画の重点施策、四つございますが、今回の陳情書の内容に合致といいますか、関連する項目としまして、地域包括支援センターの体制の充実という部分と、この陳情書で言いますと3の②になります。これが包括的な支援体制の整備という重点施策に関連する項目になります。それから、介護保険事業者の事業継続、離職防止等の陳情書の内容、3番の③のようになりますが、これが次期計画の介護人材の確保及び介護現場の生産性向上という重点施策に合致しているというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

この①の中で、サービスの偏在をなくすことを検討することということで、これも担当課のほうで重々御承知のことだと思うんですけども、例えば牧園であったり、横川であったり、サービスの種類であったり、あと提供体制が整わない部分というのはかなり課題だとは思っているんですが、その項目についてはこの四つの重点項目には入っていないんでしょうか。この最初の在宅サービス住まいの確保とはちょっと違うという認識でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

この①の地域の中での提供されるサービスの偏在をなくすということなんですけども、委員がおっしゃったように、霧島市に10圏域あります。山間部については事業所数、国分隼人地区に比べてやはり事業所数も少ないという現状でもありますし、今後、高齢者の人口であったり、そういったのを見据えてですね、今の現状が足りているのか足りてないのかという、そういったやはり検討していく課題も実際ありまして、そこら辺については、今後の整備計画の中でも、今後、今ある施設が、事業所が廃止になったりとかすれば、補充をしないとイケないとか、そういったところは、今後、また、計画期間中に高齢者の施策委員会という組織もありますので、そこで検討して考えていきたいとは思っております。

○委員（山口仁美君）

この陳情の内容は重点施策として検討することとなっていたので、市のほうで出される計画の重点施策には入っていないのかという質問でございます。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

この陳情書の3番の①につきまして、先ほど、②、③についてお答えしましたが、この1番につきましても、重点施策の1番目、住民主体の支え合える仕組みづくり、市の事業だけではなくて、地域住民を含めた、高齢者の生活支援の体制の整備という部分と、それから重点施策2番目の、在宅サービス住まいの確保という点もありますので、この陳情書の①についても、重点施策①、②の部分に合致するものであるというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

陳情は、地域の偏在をという、現実に、少しもうちょっとこれをやりますという話じゃないような気がするんですよ、私はね。だって私たちも一般質問で4人も地域の交通が厳しいよと言っている。今ましてあれでしょ。介護の方の給与も一般職化している。ほかの所からすると低くなってるよ。物価も上がってるよという厳しい状況の中で、そういう人たちを救うのが今から今、陳情者も今からの計画ということをおっしゃったけど、だからやはりこのことはしっかりやはり重点施策の中で、だけど具体的にはどうしますってのは出てきていないんじゃないかなと私は思う。だから、本当にこのことはやはり、私も、陳情者もおっしゃったけど高齢化して、地域に誰もいなくなって、ひとり暮らしだしたら、子どもさんもいるところへ行くしかないよと。これ本当に現実だと思います。そういうことをしっかりとですね、やはりこの陳情者のおっしゃること、何が言いたいかということもそういうのをしっかりと、さっき高齢者の施策の委員会があるということだから、その議題にきちっと入ってるんですか。

○長寿・障害福祉課長寿福祉グループサブリーダー（下津曲聡子君）

今、霧島市は10圏域で考えておりまして、先ほど言われたように、牧園、横川、溝辺、福山と本当に高齢化の進んでいる地域もございまして、そこについては、高齢者施策委員会でも私たちも課題の提案をしております、委員からも、そういうところは重点的に進めてくれというような意見も頂いてますし、先ほど冒頭で課長が説明したグループワークの中でも、10月にしましたが、その中でも、そういうあたりが本当に喫緊の課題として、出ておりまして、9期の計画の策定中は、この課題を集めることが、本当に整理することで一生懸命やってきたところで、次の9期の計画期間中にそういうところが具体的に進めていく部分だと思っております。

○委員（山口仁美君）

国のほうの改定の中で新設された部分の中に、中山間地域における小規模事業所の加算であったりとか、それから中山間地域に居住する者へのサービス提供加算というのが入ってきていて、この部分が、今から重点的にしていけないといけないところに近いのかなというふうに理解はしているんですが、まだ出てきたばかりであるので、この9期の間で検討していくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

今、中山間地域のサービスの部分ですけど、これは事業所の処遇改善の部分で新規にできた部分になっておりますので、この部分については9期の中で、この部分についてはもう加算が確定していますので、この分については、今後、事業所のほうが加算分について請求してくることになると思います〔同ページに訂正発言あり〕。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今、課長が処遇改善加算と申し上げたんですが、事業所が取得できる事業所特定加算というところでこういった加算があります。処遇改善加算ではないというところをちょっと訂正させてください。

○委員（有村隆志君）

加算するのが、今事業者からこんなして大変だとおっしゃるんだけど、それが本当にそれを改善できるような金額なのか。どういう施策かちょっと説明してくれませんか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今、山口委員が最初におっしゃった中山間地域の特定加算というのは、事業所が中山間にあつていうのと、利用者が中山間地域に住んでらっしゃる。そこに、サービスを提供するというところで、事業所側がその加算を、要件等はあるんですけども、そういった加算になりますので、そこは自然にとれるというわけではないところがありますので、今後、そういったのも周知をしていかないといけないかなとは思っております。

○委員（藤田直仁君）

課長の説明の中で、まさに先ほど地域サービス等の実態に即した適切な介護報酬の評価というふうな形でしてあるということ、この陳情書でいけば、3番目のところにまっぼしあたることなのかなあというふうに感じるんですよね。介護報酬の見直しのうち。ただ、先ほどの説明では、国が定めることによって、市のほうではどうにもできないというようなお答えだったですか。そこもう一度確認したいんですが、要望だけを上げることはできるけれども、市としては何もできないってことですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

その理解でよろしいと思います。

○委員（藤田直仁君）

それでは、さっき午前中に説明を勉強させてもらった時に、霧島市が抱えてる施設のことを言われたんですけど、今、介護を必要とする人間と施設の数、それからケアマネジャーの数というのは妥当なんでしょうか。十分に足りていると言えるんでしょうか。行政がどういうふうな見解を持ちましょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

施設数の数でいったら、霧島市もいろんなサービスを提供していて、事業所数全体で考えると、数は300強ぐらいあるんです。実際、利用者のニーズに合った施設というのが、サービスごとで足りてる、足りてないというのが、実際はあるんですけども、訪問介護の事業所に関しては、全国的な話ではあるんですけども、やはり、今回も報酬改定が下がったっていうところもあって、経営的にも、厳しい状況になるというふうに言われてるところがありますので、今後、そういったのを考えると、事業所数が減ったりとかというのは考えられます。そういうサービスによっては不足しているというのは、市としては捉えているところはあります。

○委員（山口仁美君）

これも確認なんですけれども、陳情の1番最後のところに、差し当たって要望やニーズを把握するために意見交換や実態調査などの機会を設けることというのがあります。この9期をつくるに当たって、既にいろいろグループワークであったり、調査を行ったりとかされてきているわけなんですけれども、この9期の最中、9期を実行している最中にこのような意見交換とか実態調査とか、今やっている計画を見直す部分がないかというようなことの調査をしたりする計画はありますか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

先ほど施策委員会、高齢者施策委員会等がありますので、その中でワーキンググループ等から上げられたものについては、改善すべきところはあるのかというふうには考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。委員長を交代します。今、陳情書が出されているわけなんですけれども、2番目に関して国への意見書を出してくださいということで言われております。この3点ですね。先ほど課長の口述の中で、鹿児島県市長会、九州市長会、全国市長会を通して国や地元選出国會議員へ要望活動を行っておりますということが言われました。今回、この三つの事項が陳情として出されているわけなんですけれども、この三つを含む内容のものを要望を出されているのか、どういった内容のものを要望として出されているのかお示し頂けますか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

国へ陳情を出しているものにつきましては、2の①ですね。国の負担を増やし、保険料と利用料の引下げを行う。国の負担割合を増やしてほしいというようなところを国のほうには市長会等を通して提案をしているところです。

○委員長（松枝正浩君）

②と③についてはないというふうな理解になるかもしれないんですけれども、それ以外の項目で挙げておられるものがあると思うんですけれども、お示ししていただいでよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

市長会等通して上げてるものの中には、人材確保関係ですね。やはり、賃金等の底上げを図るために処遇改善措置等を講じてほしいとか、そのほかには、低所得者対策についてということで、低所得者に対する保険料や利用料の軽減について、財政措置を含めた対策を講じること。そのほか、項目としては全部で幾つあるのかな。物価高騰に対する要望だったりですね。介護報酬等の見直し等についても市長会等通して行っているところです。

○委員長（松枝正浩君）

今、課長が申しいただきました提出をしている要望書ですね、委員会に提出をしていただくことはできますでしょうか。

○副委員長（野村和人君）

休憩をとります。

「休憩 午後 3時11分」

「再開 午後 3時12分」

○副委員長（野村和人君）

再開します。

○委員長（松枝正浩君）

それでは、出せるものと出せないものがあると思いますので、公表されているものなど、公になっているものについて、当委員会へ資料として提出を頂けますでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

出せるものについては精査して委員会のほうに提出したいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

委員長を交代します。ほかに質疑ありませんでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

先ほど宮田委員のほうから質問頂きました、陳情の②の訪問介護の予算のことだったと思いますけども、市の予算としては給付のほうになるんですけども、訪問介護については、第8期の令和5年度の当初予算が、金額で申し上げますと4億2,832万1,000円。もう一度言います。4億2,832万1,000円です。令和6年度は4億187万5,000円です。金額にして2,644万6,000円の減額にはなるんですけども、この5年度の予算というのが、計画の見込み量の給付の額を予算に同額で計上してまして、実績としては、5年度の実績と6年度の予算というのは増えてますので、そういったところは、ちょうど計画と実績との乖離があったというところで御理解頂ければと思います。

○委員（宮田竜二君）

予算、計画と実際に決算なのか分からないですけど、実際にした時は、訪問介護の給付は令和6年度の予算は前年度と比べて、そんなにマイナスにはなっていないという理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

5年度の実績と比べたら、6年度の予算は増えてはおります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第1号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時15分」

「再開 午後 3時34分」

△ 委員間討議・議案処理

△ 議案第4号 霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第4号、霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

県のほうで現物支給になるということで、以前に陳情も出たこともありますので、流れかなとは思いますが、今回審査の中で出てきた精神障害の方ですよね、この通院分だけ見るというような内容だったので、ここら辺が混乱がおきないような執行を求めたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第4号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第5号 霧島市介護保険条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

今回、議案第5号ですけれども、介護保険の保険料が見直されて、やはり低所得の方に負担が少なくなって、高所得の人が支え合うような形になって、これは大変いいということなんで、この条例に関しましては採決されるべきだと考えています。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第5号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第5号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第10号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第10号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 3時37分」

「再 開 午後 3時37分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○委員（山口仁美君）

今回、10号から12号まで、市独自基準の明確化とともに国が定める基準の形態に合わせた、準拠した形での改定となるという説明がありました。介護保険に関しては非常に改正が多く、改正箇所も多岐にわたることから、今回の改定により執行部の皆さんの手間が省けてスムーズなサービス提供につながると期待したいと思っております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第10号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第11号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第11号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第11号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第12号 霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第12号、霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第12号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第12号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第1号 霧島市民が安心して暮らせるための介護保険制度充実を求める陳情書について

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第1号、霧島市民が安心して暮らせるための介護保険制度充実を求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

陳情項目が大きく三つあるわけなんですけれども、1項目目については今回条例改正もあって、

保険料率の改定が行われるので、主に似たような趣旨かなと思いました。2項目目について、意見書を提出してくださいという内容ですけれどもこれについても、市のほうからも全国市長会を通してということで、大体同様の趣旨かなと思います。3項目目についてですが、この3項目目の1番最初に霧島市第9期介護保険事業計画へ以下の施策の検討を反映くださいという内容があります。この部分について、陳情者のほうからは、明記をすることを求めているのではないというような言葉もあったわけなんですけれども、ここの扱いについて、皆さんと協議をしたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 3時42分」

「再開 午後 3時42分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。それでは今、山口委員のほうからありましたように、この陳情の3点目、霧島市第9期介護保険事業計画へ以下の施策の検討を反映くださいということで、陳情書には書かれてございます。ただ、陳情者の意見をお伺いすると、今後のこの9期の間に検討課題として見てほしいというようなところも御意見としてありました。この辺のところの取扱いをどのようなものにしていけばいいのかというのは、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

○委員（有村隆志君）

今回のこの陳情の中で、霧島市第9期介護保険事業計画へ以下の施策の検討をということで、今、執行部に聴いたところ、この1番、2番、3番について、それぞれが今後やっていくような考えも示されたところでございますので、ここのところを文言について、次期ということでもいいけれども、これを期中でもやっていけるようなこともあるかと思いますので、ここをちょっと皆さんで文言をどうしたらいいか話し合ってはどうか。

○委員（宮田竜二君）

先ほど執行部からの口述書の文書も頂いてますので、ちゃんともう、これを積極的に推進してまいりますと言っていますので、今回の委員長報告の中で、そこを、そういうのがあったので、委員長報告につけ加えるということでもいいのではないかと私は思っています。

○委員長（松枝正浩君）

今、宮田委員のほうからありましたように、先ほど執行部の口述書の中に四つの重点施策ということで説明がありまして、そのものの質疑もありました。その中には1、2、3とこの3の部分についてありましたけれども、これ全て網羅をしているというところでありました。この3項目目の表題ですね、表題の部分が、網羅はしているということではあるんですけれども、陳情者の意図としては今後の計画へ向けての検討課題というようなところで進めてほしいというような言葉もありましたので、そのものを付け加えるような形で報告というようなことでさせてもらってもよろしいでしょうか。

○委員（山口仁美君）

1点、市のほうで四つ重点施策を挙げているわけなんですけれども、住民主体の支え合える仕組みづくりと在宅サービス・住まいの確保がこの陳情事項の中での①地域の中で提供されるサービスの偏在をなくすことというのに当たるというような説明はあったんですけれども、実際ここがイコールなのかどうかというのは少し難しい部分があるのかなと思います。この陳情事項そのもので上げた場合は、ですと、委員長報告の中で附帯として、この地域の偏在の問題について、この二つの地域、住民主体の支える仕組みづくり、在宅サービス・住まいの確保の中で取り組んでいくような内容を入れてはどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

御意見いかがでしょうか。山口委員からありました。

○委員（有村隆志君）

山口委員が今、言われたように、しっかりとそこを担保していただければと思います。

○委員（山口仁美君）

あと最後の部分で、差し当たって要望やニーズを把握するために意見交換や実態調査などの機会を設けることという項目があるわけなんですけれども、執行部のほうでは、今回の第9期の計画に当たっても丁寧に調査やグループワーク等を重ねてきているというような説明がありました。この9期の間にも高齢者施策委員会などを通して御意見を伺いながら進めていくというような話がありましたので、ですので新たにこの機会を設けるかどうかはまた、進めていきながら検討していただければと思います。そのように報告の中に入れていただければ。

○委員長（松枝正浩君）

分かりました。それでは、出されている執行部からの口述書の中でも書かれておりますけれどもまだちょっと不透明な部分もありますので、今、山口委員が言われました二つの点について、附帯事項として報告の中に入れていくというような流れでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

よろしいですか。そういう流れで少しまとめて委員長報告をしたいと思います。それでは、委員間討議、ほかにございませんか。

○委員（宮田竜二君）

2点目の③なんですけど、確かに今回、さっき、いろいろ市長会とかでも意見を出してるので、それはいいんですけれども、ただ、国のほうとしては、なぜその訪問介護の報酬を下げたかというのは、介護サービスの中でも利益率が異常というか突出して高かったというあれがあって、要はいろいろ地域の実情というのがあるもんですから、そこら辺は国としてはそういうことになったとそういう理解はしておいて、ただ、霧島市の場合は、訪問介護に関しましては報酬を減額すべきではないということは言っていると思っていますので、要は背景というか、そこはやはり理解しておかないといけないのかなと思っています。

○委員長（松枝正浩君）

今、宮田委員からありましたけれども、背景も少しこの意見書の中に入れていくというような一。

○委員（宮田竜二君）

委員間討議なんで、委員としてこういうのは理解しておかないと駄目ですよねというところで。意見書に私は書く必要はないと。

○委員長（松枝正浩君）

分かりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、委員間討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

意見書の提出のタイミング等もありますので、今回、採決でよろしいかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは採決することに決定しました。これより、陳情第1号について、討論に入ります。討論はありませんか。休憩します。

「休憩 午後 3時51分」

「再開 午後 3時51分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。討論はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回の陳情に関しましては、1項目目から3項目目まで、ほぼ執行部の思う、今まで出されてきた意見書であったり、それから今回引下げられる介護保険料であったり、第9期の計画であったり、ほぼ趣旨が一緒であることから、賛成すべきものだと思います。ただし、内容につきまして、少し言葉をつけ加えたほうがいい点等もありますので附帯の事項をつけての賛成とさせていただきます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。休憩します。

「休憩 午後 3時52分」

「再開 午後 3時53分」

○委員長（松枝正浩君）

はい、再開します。

○委員（山口仁美君）

附帯の中身としましては、3項目の1のサービスの偏在をなくすことを重点施策として検討するという内容について、市の重点施策の中に入っているんですけども、言葉が全く同一ではないために分かりにくい部分がありますので、ここに補足をするような形、あと、委員間討議で出てきた内容を踏まえて、委員長のほうに一任したいと思います。[30ページの委員長報告に付け加える点へ発言を修正]

○委員長（松枝正浩君）

了解しました。ほかに賛成の方おられますか、ないですか。それでは、原案に反対の方の発言はございますか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論を終わります。採決します。陳情第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[[賛成者起立]]

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、陳情第1号は、全会一致で採択すべきものと決定しました。今回の陳情には意見書提出についての部分がありますので、意見書提出部分も採択すべきとなっておりますので、会議規則第14条第2項の規定により、3月27日の本会議において、文教厚生常任委員長名で意見書提出に関する議案を提出することになります。意見書の内容については、この3項目について提出する。陳情者にも確認をとりましたけれども、表現については、趣旨が合っていれば特段文言についてはということでもございましたので、中を見ながら作成をしたいというふうに思います。そのような内容で文面については委員長に御一任頂けますでしょうか。

[[「はい」と言う声あり]]

次に、提出先についてはどのようにいたしますか。国への提出なので、出すところが厚生労働大臣ですね。あわせて、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、このぐらいでよろしいですかね。じゃ、改めて申し上げます。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、この4名に対して意見書を出すということでもよろしいでしょうか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

では、そのようにさせていただきます。本会議での趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

はい、ではそのようにいたします。委員長報告に付け加える点につきまして、何か御意見ありませんでしょうか。休憩します。

「休憩 午後 3時57分」

「再開 午後 3時57分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありますか。

○委員（山口仁美君）

先ほど賛成討論の中で附帯の部分についても触れたんですが、委員長報告に付け加える点としての取扱いをしていただくように修正をお願いします。[29ページの討論での発言を追加]

○委員長（松枝正浩君）

ただいま山口委員からありました、先ほど賛成討論の中で附帯発議の発言がありましたけれども、附帯発議の発言については、賛成討論を削除し、今回委員長報告に付け加える点に修正をするということでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

○委員長（松枝正浩君）

それではその文言につきましては、委員長に御一任頂けますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で、審査を終わります。休憩します。

「休憩 午後 3時58分」

「再開 午後 3時58分」

△閉会中の所管事務調査について

○委員長（松枝正浩君）

再開します。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

薩摩川内市の学校統廃合について、以前に話題に上がっていたかと思うんですが、日程が調整できれば一度お話を聴きに行ってもいいのではないかと思います。休憩します。

「休憩 午後 3時58分」

「再開 午後 4時09分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。なければ文教厚生常任委員会の所管事項についてということで提出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

△その他

○委員長（松枝正浩君）

その他として、委員の皆様から何かございませんか。休憩します。

「休憩 午後 4時10分」

「再開 午後 4時12分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。次に、その他としてですが、委員の皆様方から何かございませんか。

○委員（有村隆志君）

その先生たちが来られるということですので、そのときにやはりしっかりと議論ができるように、

前もってある程度調査をしたいので、調査していただいて、執行部も呼んで、あえてもうちょっと話がかみ合っただけできるようにしていただきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、その他の中で、有村委員のほうからありましたように、学校の先生方との語ろかいですね。語ろかいにもし参加をされるということなら、資料やら準備をして、できるものについてはしていただきながら、情報共有を図ってその後また所管事務調査等へつなげていくというような流れでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時13分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

松枝 正浩